

手続説明書

(下水)

排水設備指定工事店の指定事項の変更

1 変更の届出

提出書類
☐ 排水設備指定工事店指定事項変更届出書（様式第5） ※次に掲げる変更の内容に応じて、それぞれ必要な書類を添付すること。
(1) 事業所の名称・所在地の変更
☐ 事業所の平面図及び写真並びに付近見取図（参考様式） ※所在地の変更の場合のみ ☐ 排水設備指定工事店証
(2) 法人の名称・住所・代表者の氏名の変更
☐ 定款の写し（原本証明をしたものに限る。） ☐ 登記事項証明書 ☐ 排水設備指定工事店証
(3) 法人の役員の氏名の変更
☐ 誓約書（様式第2） ☐ 登記事項証明書
(4) 個人の氏名・住所の変更
☐ 住民票の写し、在留カード又は特別永住者証明書の写し ☐ 排水設備指定工事店証
(5) 事業所に専属させる排水設備工事責任技術者の氏名
☐ 愛知県排水設備工事責任技術者証の写し

2 書類の作成上の注意

- ・用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
- ・登記事項証明書、住民票の写しは、その発行の日から3か月以内に交付されたものとし、交付を受けた原本（コピー不可）を提出してください。

【参考資料】 誓約する事項（第4条第4号各号）**■津島市排水設備指定工事店規程第4条（指定の基準）**

第4条 市長は、条例第30条第1項の規定による申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同条第2項の規定により排水設備指定工事店の指定をするものとする。

- (1) 事業所ごとに、排水設備工事責任技術者を選任する者であること。ただし、愛知県、岐阜県、又は三重県の区域内における他の事業所について兼任することを妨げない。
- (2) 排水設備工事を行うための機械器具を有する者であること。
- (3) 愛知県、岐阜県又は三重県の区域内に事業所を有する者であること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 条例第31条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの